

領事からのお知らせ（2017.03.22）

<<今号の内容>>

1 手数料改訂のお知らせ

2 母子手帳の配布のお知らせ

1 手数料改訂のお知らせ

本年（2017年）4月1日より、次のとおり領事手数料（旅券、証明、査証関係）が改訂となります。

（1）4月1日以降申請分より来年（2018年）3月31日申請分まで新手数料が適用されます。

新手数料はこちらをご覧ください。

URL: <http://www.ch.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/tesuryo.html>

（一部手数料の改訂例）

・旅券関係

10年旅券	127フラン	→	143フラン
5年旅券	87フラン	→	98フラン
5年旅券（12歳未満）	48フラン	→	54フラン
査証欄の増補	20フラン	→	22フラン
帰国のための渡航書	20フラン	→	22フラン

・証明関係

在留証明	10フラン	→	11フラン
出生、婚姻、離婚等の証明	10フラン	→	11フラン
署名証明（個人のもの）	13フラン	→	15フラン
運転免許証の翻訳証明	17フラン	→	19フラン
翻訳証明	35フラン	→	39フラン

（2）支払いは現金のみで、クレジットカードやスイス・フラン以外の通貨などでの支払いはできませんのでご注意ください。

（3）なお、本年3月31日までに当館にて申請を受理した場合は、（交付が4月1日以降となったとしても、）旧料金（平成28年度）が適用されることとなります。

（例）3月30日申請受付、4月4日交付のように3月中の申請であれば、3月時点で

の手数料額(平成28年(2016年)度)をお支払いいただくことになります。

2 母子手帳の配布のお知らせ

一般社団法人親子健康手帳普及協会より、海外に居住される邦人の妊婦の皆様へ母子手帳(親子健康手帳)を無償にて提供したいとの申し出があり、希望者に対し当館を通じて配布しております。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page3_000780.html

ついては、現在、母子手帳をお持ちでない日本国籍を有する妊婦の方で、同手帳の配布をご希望される方は、当館領事班までご連絡ください。

なお、同手帳の数には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

【バックナンバー】

バックナンバーは[大使館HP](#)でご覧になれます。

【配信の希望及び解除】

メールマガジンの配信若しくは解除又はメールアドレスの変更を希望の方は、[こちら](#)から手続きをお願いいたします。(転出届を出された方へも、解除しない限り配信されます。)

在スイス日本国大使館

領事班

Embassy of Japan

Consular section

Postfach 3000 Bern 9

Tel. 031 300 2222

Fax 031 300 2256

consularsection@br.mofa.go.jp

http://www.ch.emb-japan.go.jp/jp_home.htm

<https://www.facebook.com/JapaneseEmbassyBern>